

毎月11日は

# 南三陸町安全・安心の日

4月11日は「家族・職場の緊急時連絡先・避難場所を確認する日」です

新年度、新学期を迎えたこの時期に、緊急時の連絡先、連絡体制や避難場所を確認しましょう。



## 家族それぞれの緊急時連絡先や避難場所についてあらためて確認しましょう

新年度、新学期を迎えて、多くの学校、職場等が新しい環境となります。

この機会に、1日のなかで何時にどこにいるかを整理し、その時々の方所における連絡手段、避難場所について確認しておきましょう。

家族それぞれが確認をした緊急時連絡先・避難場所などの情報を家族のみなさんと共有しましょう。

また、大規模災害時において連絡手段を失った場合に備えて、状況が落ち着いてからの参集場所についても話し合い、決めておきましょう。

## 緊急時連絡先や避難場所について各自で確認し職場内で共有しましょう

勤務時間内外における緊急時の連絡体制を確立しておきましょう。避難場所については、仕事場ごとに確認し、職場内でその情報を共有しましょう。

人事異動があった場合や新しい仕事場ができた場合には、連絡体制及び避難場所について、随時の見直しを行うことが重要です。

「減災」は、皆さん一人ひとり、そしてご家庭や企業における取り組みが基本となります。今年度も、「自助」や「共助」としての取組についてよろしくお願ひします。

◇問い合わせ  
危機管理課住民安全係  
☎46-1376

## 南三陸消防署からのお知らせ

### 『行楽期火災予防月間』

4月15日(金)～5月14日(土)

春の行楽期の到来とともに屋外での活動が増えます。この時期は降雨量が少なく、空気が乾燥し、強風が吹くなど山火事が発生しやすい気象条件となります。このような恐ろしい山火事の発生を防ぐために、次のことに注意しましょう。

問い合わせ 南三陸消防署 ☎46-2677  
南三陸消防署歌津出張所 ☎36-2222

- 枯草がある場所や山林付近では、決してたき火、野焼きをしないこと。
- たき火の場所を離れる時は完全に消火すること。
- 強風時及び乾燥時には、たき火、火入れをしないこと。
- タバコは指定された場所で喫煙し、携帯灰皿を携帯して、投げ捨てはしないこと。
- 火遊びはしない、させないこと。

山火事の多くは人災です。私たち一人ひとりが気をつければ防ぐことができる災害です。山火事防止のために、皆様のご協力をお願いします。

平成28年全国山火事予防運動統一標語  
「誓います 森の安全 火の始末」



## 南三陸警察署からのお知らせ

問い合わせ 南三陸警察署 ☎46-3131

### 地域課から 子どもの犯罪被害防止 ～みんなの力で子どもを犯罪被害から守りましょう～

子どもが被害者となる凶悪犯罪が全国で発生しています。警察では未然防止のために警戒を強化しておりますが、保護者の皆さんや地域の皆さんが注意する等、お互いに協力し合うことによって、子どもの被害を未然に防ぐことができます。

お子さんに注意を促すうえで理解していただきたいこと

- ・ お子さんが出かけるときは、行き先、帰宅時間の確認を！
- ・ 一人で遊ばせない！なるべく一人にしない！
- ・ 知らない人の誘いに乗らないように指導を！
- ・ 防犯ブザー、ホイッスル等の防犯グッズの活用を！



子どもは、危険な目に遭っても危険と認識しなかったり、被害に遭ったことを言うとかられるのではないかと恐れて話さない傾向があります。日頃からお子さんの様子に目を向け、いつもと様子が異なるときは優しく声を掛けてください。

### 交通課から ◇平成27年度 南三陸町の交通事故発生状況 (2月末日現在)

区分	人身事故発生件数	死亡事故		負傷者数			物件事数
		件数	人数	重傷	軽傷	計	
本年	3	0	0	1	2	3	44
前年	2	0	0	0	2	2	42
増減数	1	0	0	1	0	1	2
増減率	50.0	0.0	0.0	100.0	0.0	50.0	4.8

## 5月は自転車の安全利用推進運動期間です

自転車利用の拡大に伴い、利用者の交通ルール無視や交通マナーの欠如が原因で発生する交通事故や危険・迷惑行為、違法駐輪や放置行為などが社会問題となっていることから、自転車利用者の安全意識の向上を図ることを目的に設定されております。

◇期間 5月1日(日)から5月31日(火)までの1カ月間

町内では…

市街地等の整備途上のため、自転車利用者は決して多くありませんが、自転車事故死傷者の4割が、自転車側に何らかの違反が認められますので、ルールとマナーの遵守をお願いします。



## 気仙沼・本吉消防本部からのお知らせ

### 調理機器の離隔距離の改正について (平成28年4月1日施行)

近年、新たなタイプ・性能の調理機器が流通してきていることから、これらの離隔距離を規定するため、法令に基づき火災予防条例の一部を改正しました。

※離隔距離：火災予防条例で規定する可燃物などからの火災予防上安全な距離

◇主な改正点

①ガスコンロ

「グリドル付きこんろ」の離隔距離は「グリル付きこんろ」と同じ距離になりました。

※グリドル：直火で加熱した鉄板により調理する機器

※グリル：直火により調理する機器（一般的な魚焼き器など）



②IH調理器

最大入力値が5.8kWのIH調理器の離隔距離は、これまでの4.8kW以下のIH調理器と同じ距離になりました。

設置するときは、各メーカーの取扱説明書などに記載されている離隔距離を参考にしてください。

詳しくは、消防本部・署所へ問い合わせください。

問い合わせ 気仙沼・本吉消防本部 ☎22-6688 URL: www.km-fire.jp